



広報かみいしづ



令和6年9月号
養老警察署
上石津駐在所
0584-45-2116

最近の管内の状況について

先月の上石津町は、飲酒に絡む事案が目立ちました。

この夏は、記録的な猛暑の日が続いた影響もあってか、飲酒運転による交通事故や検挙がありました。

飲酒運転には、アルコールの影響により正常な運転ができない（言語状況、歩行能力、直立能力）と判断される酒酔い運転と体内のアルコール濃度が呼気1ℓ中、0.15mg以上を有して運転する酒気帯び運転の2種類があります。

○酒酔い運転は、

～5年以下の懲役または100万円以下の罰金

○酒気帯び運転は、

～3年以下の懲役または50万円以下の罰金

となり、この他にも行政処分として免許証の取り消しや免許証の停止を受けることとなります。

お酒を飲んでの運転は、絶対に行わないでください。



特殊詐欺の被害防止について



現在、養老警察署では、皆さんが特殊詐欺の被害に遭わないために、各家庭を訪問し、固定電話の留守番電話設定、ナンバーディスプレイサービス、国際電話利用休止等について広報し、玄関先に貼っていただく「受け子対策ステッカー」を配布しています。順次、各家庭を訪問しますが、早く対策をしたいとお考えの方は、駐在所にてお配りしますのでお越しください。



令和6年秋の全国交通安全運動の実施について

- 1 期間 令和6年9月21日(土)から9月30日(月)まで
- 2 死亡事故死ゼロを目指す日 令和6年9月30日(月)
- 3 運動の重点

○反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止

○夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶

○自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



【生活安全標語入賞作品】

薬物は 未来の自分も 苦しめる (大垣養老高校MSリーダーズ)



地域の安全を
見守るアプリ

岐阜県警察防犯アプリ

iOS



Android



養老警察署公式HP→

養老警察署(代表) 0584-34-0110
上石津駐在所 0584-45-2116

